

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の

指定医療機関の指定申請のお願い

入院や通院の繰り返しにより医療費が高額となる肝がんや重度肝硬変の患者さんの支援のため指定医療機関になってくださるよう、よろしくお願いいたします。

④肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは

対象者：B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度（非代償性）肝硬変の患者（その他、所得要件〔年収約370万円未満〕などがあります）

対象医療：肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がんの通院医療※

※分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化学療法に限る

自己負担額：1万円（月額）

助成条件：対象医療に係る医療費が高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上ある場合に、指定医療機関で受けた対象医療費が高額療養費算定基準額を超えたとき

④指定医療機関の要件

- ・肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる
- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる
- ・広島県肝疾患診療支援ネットワークに参画している/参画を希望する

④指定医療機関の指定の手続

- ・提出書類は、基本的に指定医療機関指定申請書1枚です。
- ・広島県知事が指定します。

④指定医療機関の役割

- ・**医療記録票の配布・記載** 患者さんが入院・通院したときに記載してください。
- ・**患者さんへの制度の案内** 都道府県が配布するリーフレットをご活用ください。
- ・**臨床調査個人票の作成** 臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。
- ・**公費負担医療の請求**（入院の場合のみ） 等

○詳細は下記の都道府県担当課にご確認ください。

※広島県外にある医療機関の場合、所在地の都道府県にご確認ください。



厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認できます。



□ 提出・お問合せ先 □

広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-513-3078

または 最寄りの県保健所（支所）